

皆さんの声

今月六カ所で開催

一般の方の多数参加を歓迎

市では来る十日頃から「市民の集い」を開催致します。これは昨年開催して好成績を収めましたので、今年も次の通り駐在員連絡区域毎に一カ所宛、計六カ所で開く予定です。日取りの確定次第、駐在員を通じてお知らせ致します。この催しは市政全般について市民の皆さんの御質問にお答えすると共に、皆さんの御意見を伺い、明るい前橋を建設するためであり、各会場共市の首脳部が出席しますから、どなたもお揃いでぜひお出掛けの上有益な御意見や御質問をお出し下さる様市では希望しております。会場 集合区域

民の皆さんの御質問にお答えすると共に、皆さんの御意見を伺い、明るい前橋を建設するためであり、各会場共市の首脳部が出席しますから、どなたもお揃いでぜひお出掛けの上有益な御意見や御質問をお出し下さる様市では希望しております。会場 集合区域

- △第一区域 桃井校（集合区域は曲輪、南曲輪、石川、田町、堀川、北曲輪、連雲、神明、立川、横山、桑町、堅町）
- △第二区域 第三中学校（舞平、向町、萩町、三七、三八両岩神園）
- △第三区域 城東校（細ヶ沢、小柳、諏訪、栄町、三一、三二両清王寺三三、三四両才川）
- △第四区域 商工会議所（田中、相生、片貝、本町、芳町、紺屋敷町、黄町、二七、二八両一毛）
- △第五区域 中川校（百軒、大塚新町、中川、天川、高田）
- △第六区域 第一中学校（四〇、四一両紅雲、四二、四三両前代田、四六、四七両六供、市之坪、宗南分、天川原）

なお参加者は各種団体及び一般市民の皆さんで、各会場とも午後七時から九時までの予定です。（秘書課）

選挙資格の申告を選管へ

今月十五日現在でお忘れなく

市選挙管理委員会では、今年も九月十五日現在で選挙資格の申告を取りまとめ有権者名簿（基本選挙人名簿）を調製することになりました。申告用紙は近日中駐在員を経て各御家庭に配布しますから有権者は一人ももれなく申告して下さい。なお申告については次の点に御注意下さる様希望いたします。（市選管）

- ①この申告は市議会議員、市長、議会議長、知事、衆議院議員、参議院議員等の選挙に使用する選挙人名簿調製のものになる大切な申告です。
- ②同一世帯内で二十才以上（昭和

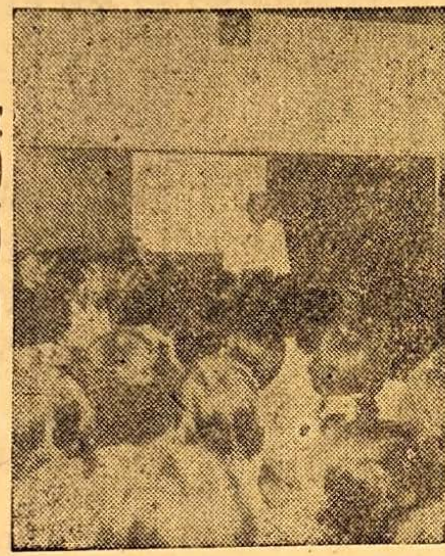
六年十二月二十一日以前生れ）の者が三月以上（昭和二十六年六月十六日以前から）引続き前橋市内に住所を有する人は（公職選挙法第十一條該当者を除き）洩れなく申告して下さい。

③又又は寄宿舍等に住所を有する人は、その管理官から一括申告する中（の者を除く）

前橋市広報

第十九号

発行所 前橋市役所 前橋市柳町1番地 編集 前橋市役所秘書課広報係 発行兼編集人 松田徳松 印刷所 成立舎 前橋市世帯町105



臨時 講和問題 第二回成人学校始まる

働きつゝ学ぶ市民の学校——第二回成人学校は、市主催で先月廿日から十月五日まで、市立第一、第三両中学校その他で毎週月、火、水、金の四日間夜間開催、各会場とも何れも盛況を呈しています。特に臨時講和問題として講和問題及び時局と新聞の關係座を開催の際には、廣く一般の御來聴を歓迎しました。

講和條約と私たち

今月は國民特權の講和條約（日本國との平和條約）調印の講和會議が米國サンフランシスコで行われます。條約の内容は既に新聞紙上によつて傳へられていますが、前文と七章二十七條にわたり、ほかに附屬書及び二つの宣言がついておりこれによつて我が國の主權は完全に回復しますが、それは、日本が國內手續を終え、批准書を米國政府に寄託し、一方、米國を含む諸國の過半数が同様寄託したときに、その時批准しているすべての國に対して効力が発生するものとされています。條約にはいろいろくわしく定められていますが、日本の戦争責任や無條件降伏にふれることができません。これは誠に喜ばしいことです。しかしながら日本の將來を樂觀するのは早計で、文化財

夏時間八日まで

五月六日に始まった夏時間は、いよいよ来る八日で終ります。八日の夜おやすみになる前に時計を一時間おくらせましょう。

る等適宜の措置をとつて下さい。

②病院、療養所等に入院加療中の人や、未婚婦、出張者、旅行、罹災等のための一時的不在者でも、に該当する人は家族の人から洩れなく申告して下さい。但しこの場合は備考欄にその旨記入して下さい。

③書き方は注意書をよく見て書いて下さい。

④公職選挙法第十二條というのは次の通りです。

第十二條（抄）左の各号に掲げる者は選挙権及び被選挙権を有しない。

一、禁治産者。二、禁錮以上の刑にせられその執行を終るまでの者。三、禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（法律の定めるところにより行われる選挙、投票及び國民審査に關する犯罪以外の犯罪に因る刑の執行猶予中の者を除く）

講和問題は、現在の予定では九月二十五日、時局と新聞は十月二日の予定で、日取り確定の際には同覽板その他で市民の皆さんにお知らせ致す予定であります（選挙課 写真は二十日三中における開校式）

市の財政はどうなっているか

地方自治法に基く市の財政概要が発表されました。これは本年一月一日から六月三十日までのもので、市の財政事情がどうなっているかを毎年二月と八月にお知らせする「財政自書」ですが今回は例定以来第八回目（八月一日発表）のもので、これによって市民の皆さんのふところの直接ひびく市の財政が明かにされると共に、皆さんの納める税金がどう使われるか又借金や財産の状況などもくわしく発表されましたので、こゝに主要部分を簡すことにしました。

財政概要発表

昭和二十五年 一般会計と

特別会計收支の状況

今回は一月から六月までであり、その発表には、昭和二十五年と二十六年の市の予算の収入及び支出の概況が概り込んであります。先ず昭和二十五年の収入と支出とを本年一月一日から五月三十一日までの期間内の収入及び支出の概況は、一般会計に於て

会計別に見た

二十六年度の予算

次に昭和二十六年の総予算額を会計別に見ますと次の通りです

一般会計 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

特別会計 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

一般会計 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

特別会計 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

一般会計 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

特別会計 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

一般会計 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

特別会計 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

一般会計 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

特別会計 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

一般会計 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

特別会計 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

特別会計

△特別会計（単位千円）

市税の費途

次に歳入の四五、六%を占める市政運営の原動力たる市税は一体どんな風に使われるかと言いますと、前号でもお知らせしましたが更にくわしく数字で示すと次の通りであります。（単位千円）

財産、公債及び一時借入金

△財産 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

△公債 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

△一時借入金 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

一般会計 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

特別会計 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

一般会計 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

特別会計 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

一般会計 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

特別会計 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

一般会計 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

特別会計 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

一般会計 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

特別会計 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

一般会計 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

特別会計 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

一般会計 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

特別会計 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

一般会計 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

特別会計 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

一般会計 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

特別会計 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

一般会計 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

市民の負擔概要

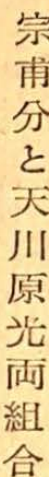
△市税 収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

公營事業の經理の概況

△水道事業（単位千円）
収入 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
支出 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

今月は市民税第二期

今月は市民税第二期の納期です。市税は市政の原動力ですから、ぜひ期限内にお納め



腸チフスを予防しましょう

秋口に多い傳染病

九月から十月にかけて腸チフスの流行期となりますが、この予防は赤痢と同様川の水を使わないこと生水を飲まないこと、食事の前には必ず手を洗うこと等の注意を守つて感染しないように心掛けて下さい。「自分は予防接種を受けたから腸チフスにはかゝらない」と思っている人もあるようですが、チフス菌の附着した物をたくさん食べた場合には、いくら予防接種を受けていても感染しますから五分注意が肝要です。なお秋口は赤痢や疫痢も引き続き発生しますからこれもお互いに注意して下さい。

昨年より少い

今年の傳染病患者

本市の八月十二日現在の傳染病	巴拉チフス	〇	七
患畜發生數は次の通りです。	猩紅熱	〇	五
病名	流腦	〇	一
八月の発生累計	ジフテリヤ	一	二
一月以來の累計	計	三一	一四三
赤痢	五	三一	
疑似赤痢	一八	六一	
疫痢	六	三三	
腸チフス	一	三	

なお患畜發生數は、昨年に比べ一
月以來の累計に於て三十八名少く
なつています。

川を清潔にしましょう

ゴキを捨てないで下さい

◇「蘭橋は、水の都といわれるくらい、小さな川にも満洲な水がさらさら流れ、市民はもちろん旅行客の眼を樂ませています、それに拘らず、無関心な人達が此の川をゴミ捨場と思ひ遣え、毎朝お掃除した後のゴミを投げ込んで平氣でいるのは困ります。

◇「ゴミが川につかえると、見た眼にも醜く、水がせきとめられて川の流通を悪くし、ボウフラがわいて蚊を発生させるものにもなります。

◇「そこで市衛生課では、七月か

◇…そこで市衛生課では、七月が

水道使用料

第三期分集金

本市の水道使用料は、集金制で市の係員が各御家庭に伺つて居りますが、今月は第三期分（七、八両月分）の集金を致しますから、ぜひ御納入下さるようお願いいたします。

ベートーヴェンの夕□□□

九月のCIEレコード鑑賞會

清涼の秋氣が充ち渡つて、おのずと身も心も落着いてくる九月がやつて参りましたが、今月はこの好季を機会に多数の御要望に應えてベートーヴェンの作品から選曲、演奏することに致しました。

ベートーヴェンは、申すまでもなく古典最良の大作曲家で、その崇高な作品は今に至るもなほ万人の渴仰を受けており古今を通じてのあまたの作曲家の中で彼の作品ほど廣く演奏されてゐるものは外にありません。

をかけた者六十八名、戒告書を発せられた者が実に五十名ありました。

○市民の皆様、ゴミは盡のできるゴミ箱に入れ、間違つても川に投げ込まないよう、呉々々お願いします。(衛生課)

觀光美術展

八日から三日間麻屋で

市では昨半市内の小中学校及び高等学校児童生徒の作品を募り、観光美術展を開催しましたが、今年も来る八、九、十の三日間横山町蔵屋で同展覧会を開催し、暑中休暇中に製作した洋画、水彩画等、市内の景勝を絵筆で写した作品を陳列し、一般の入場を歓迎します。なお作品の審査会は五日臨江閣で開催し、八日入選を発表します。

(商工課)

変奏楽調作品七三ノ嵐
第ノ交響曲 第八番
へ長調作品九三
④レコード提供 DIE 東京図書館、三界堂 樂器店
(優待)
⑤電器提供 ナスノ音響研究所(豊平町)
⑥技術元ビクター技師 井上 了氏
市営競輪、九月と十月

市 營 競 輪

市營鐵道、九月と十月の開催日取りは次の通り決定しました。

九月 第一節二十
二日(七)二十三日
(月)二十四日(月曜
祝日)、第二節二十八
日(金)二十九日(土
三日)(月)午前十時
半発走。

十月 第二節(主)二十日(月)二十二日(月)第二節二十六日(金)二十七日(土)二十八日(日) 発走同上、前節はB級選手、後節はA級選手で東京埼玉、栃木、群馬一都三縣対抗戦として挙行。(商工課)

小学校建設費を含む

追加更正予算案可決

市に監査委員の設置を決議

市議会

本市の定例市議会は八月十日午後一時十五分から曲輪町分室内会議室で開会、出席議員三十四名(二名欠)で次の諸議案を附議して何れも原案通り可決しました。

▽市議会第五号昭和二十六年度市才入出追加更正予算(既決予算額三億六千六百九十九万八千七百五十一円、追加更正予算額四億六千二百五十九万九千四百五十三円、既決予算に比して九千五百八十六万七千二百円増、追加更正の主な費目は議會費、市役所費、土木費、公共用地費、教育費(東南部以外に市立学校新設の用地費追加三百万円を含む)保健衛生費、商工費、農業費、財産費、統計調査費、選挙費、建築費(東南部に小学校新設のための建築費二千八十四万円、女子高校増設費六百六十六万円、第二中學校設計費二百一十万円、市有建物修繕費四百五十万円、各小学校給食調理室改修費二百四十万円を含む)諸支出金等での才入は使用料手数料、國庫支出金、縣支出金、繰入金(競輪費から四千八百万円)市債(教育債四百万円)等でまかないます。

▽同第五号特別会計市営競輪費才入出追加更正予算(既決予算四億九千三百四十四万六千九百四、追加更正予算九億一千六百二十二万三千四百、既決予算に比

防犯相談所を

比刀根橋のそばへ

本市では「正しい人の味方」として市内三カ所に防犯相談所を開設して、毎夜八時から十一時まで防犯についての御相談に應じておりますが、立川町電氣館前の相談所は、都合により八月二十三日比刀根橋の北東の隅詰(小柳町)に移転しました。覆町、紺屋町の分は従前通りです。(保安課)

公平委員会

委員に三氏

本市では地方公務員法の規定に基づく公平委員会の設置について、別項の通り先月十日の市議案に設置條例及び委員選任についての二案

固定資産評価 今月中に終了

課税台帳を十月縦覧に

本市では固定資産税の課税の基礎となる土地、家屋の評価を行つたため、八月一日から土地は三班、家

御婦人方のために

妊産婦衛生相談

神明町の市営産院では毎週木曜日の午後一時から四時まで婦人衛生妊産婦等の相談所を開き水曜日に一般の血液検査の申込みを受け付けております。婦人衛生、妊産婦

推薦委員に五氏

農業委員会発足

本市の農業委員会委員は、前号でお知らせの通り十五氏が無投票当選となりましたが、このほか市定推薦する推薦委員(五名)には

としよりの日

今月十五日いろいろな行事

「としよりの日」が中央社会福祉協議会の提唱で設定され、今年は今月十五日その第一回の催しが全国で行われますが、本縣でも福祉会福祉協議会が中心となつて敬老の日の多様な催しがある予定です。その方針に基づいて本市でも当日高齢者福祉のための行事を

- ▽同第六〇号市議員の旅費に関する條例設定の件
- ▽同第六一号市議員恩給條例年額改訂條例設定の件
- ▽同第六二号市公平委員会設置條例設定の件
- ▽同第六三号公平委員選任について(三名)
- ▽同第六四号群馬大同銀行増資新株式募集について(市基本財産事業資金、市吏員恩給基金により一万五千円募集)
- ▽同第六五号人権擁護委員推薦

(本市から四名推薦)

次いで山形三郎議員提出、山本一郎、大島松三、三森松三郎三議員を賛成者とする監査委員設置についての建議案を附議し、審議の結果

決議

当議院に於ては、前橋市に監査委員を置くことが適當であると認める。依つて市長は速かに監査委員選任の措置を講じられたるを満場一致可決して三時四十三分開会しました。

今月の體育

- ▽二日第二、回水泳検定会(取巻プール)
- ▽第五回國民体育大会第六回國体予選(本市関係)次の通り
- 陸上男女、縣警綜合グラウンドで九日
- 軟式蹴球女子高校、縣立前橋女高庭で一日男子、高橋同上二日、一般男女壯年同上九日
- 卓球女子高校(硬式)縣立前橋女子高で一日、一般男女(硬式)同上二日、男子高校(硬式)同上九日、一般男女(軟式)同上十六日
- バスケットボール高校男女、縣立前橋高校及び縣立前橋女高で、一日、二日、八日
- 柔道一般決定戦、警察學校で八日



暑さ寒さも彼岸までというお彼岸が近くなりまして、空気が日毎に澄みとすがすがしいが、暑さが残っているのは二十日と二十一日、それを超えてから、みどりの秋となります。味覚の秋、食欲の秋、体育の秋、ハイキングの秋、仲秋名月お祭りの秋——秋はなかく多忙ですが、それにしても食べ過ぎで病気になるまい、赤痢や腸チフスにならないよう気をつけたいものです。ハイキングと言えは、お弁当の包み紙を散らかしたり、木の枝を折ったりするのは、お互